

2014.12/3

M&I 生活設計と資産運用

もしものホーム法務

遺産分け

「兄だけに死亡保険金」紛糾

Aさんは、亡くなった父がかけていた生命保険から多額の死亡保険を受け取った。Aさんは弟がいるが、受取人には指定されていなかった。Aさんは「受け取った保険金はあくまで自分のもの」と考える。しかし弟は「保険金だって父の遺産といえるはず。それも含めて2人で分けるべきだ」と主張する。どうすればいいのだろう。

して生じた保険金(請求権)は、受取人の「固有財産」とされます。亡くなった人の財産とは切り離して考えるべきものです。亡くなつた人が保険料を負担しているのだから相続財産に含まれるようになります。が、そうではありません。

つまり事例ではAさんの

Aさんの父は生前、自分が亡くなったときに保険金がAさんに対しても支払われるような形で生命保険の契約をしていました。保険用語でいうと、父は「被保険者」、Aさんは「受取人」にあたります。

Aさんの父は生前、自分が亡くなったときに保険金がAさんに対しても支払われるような形で生命保険の契約をしていました。保険用語でいうと、父は「被保険者」、Aさんは「受取人」にあたります。

最高裁判所で過去に扱われた判決の例と照らし合わせても、保険金はAさん固有の財産だと明確に判断できます。

原則では、財産はその人が亡くなった時点での遺族(相続人)の「共有財産」とみなされます。土地や建物、家財、株式、ゴルフ会員権といったものがあつては

相続財産とは切り分けて

資産の種類によって分割すべきか否かが分かれる

分割の対象 (共有財産)	分割の対象外 (固有財産)
■ 土地・建物	■ 生命保険の死亡保険金
■ 家 財	■ 死亡退職金
■ 株 式	
■ ゴルフ会員権	
など	

(注)預金などの金銭債権は相続人全員が合意すれば分割対象

まり、相続人の間で分割すべき対象になります。保険金はこれらとは区別されるのです。

保険金以外で固有の財産とみなされるのが「死亡退職金」です。会社員や公務員が在職中に死亡したとき相続人に支給されることがあります。やはり「遺産分割の対象にならない」とが

多い」と弁護士の北野俊光さんは言います。死後保険金を誰が受け取るかは、会社の規定や法律・条例などに基づいて決まります。必ずしも民法上の相続人と一致するとは限りません。死後保険金と同様、分割対象にすべきだと求められても原則、応じる必要はないのです。

最高裁判も、到底認めることのできないほどの不公平が生じている場合は、保険金を相続財産に含めることを例外的に認めるべきだとしています。そんな場合は、弁護士など専門家に相談してみましょう。

ちなみに、預金など分割可能な金銭債権は厳密に言えば、共有財産にはあたらぬといと解釈されています。相続開始と同時に法定相続分に応じて分割されるべきだという判例があります。ただし現実には、相続人全員の合意があることを前提に分割対象になることが少なくありません。